

## 令和8年度 平鹿地域振興局消防用設備・防火設備保守点検業務委託特記仕様書

### 1 総則

この仕様書は、秋田県平鹿地域振興局長（以下「発注者」という。）が発注する平鹿地域振興局消防用設備・防火設備保守点検業務委託に適用する。

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 3 業務の内容

#### (1) 消防用設備

本業務を受託した者（以下「受注者」という。）は、次に掲げる庁舎等の消防用設備について、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による保守点検を委託業務として行う。

##### ・業務実施場所

- ① 所在地 横手市旭川一丁目3番41号  
庁舎名 平鹿地域振興局庁舎、職員会館、特殊車両車庫
- ② 所在地 横手市旭川一丁目3番46号  
庁舎名 平鹿地域振興局福祉環境部庁舎

・対象設備 保守点検の対象となる消防用設備は、別紙に掲げるとおりとする。

#### (2) 防火設備

点検対象施設の防火設備について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第4項の規定による点検及び報告書の作成を行う。

##### ・点検対象施設の概要

- ① 名称 平鹿地域振興局 秋田県横手市旭川一丁目3番41号
- ② 構造 地上3階 鉄筋コンクリート造
- ③ 延床面積 3, 266.59㎡

##### ・対象となる防火設備

- ① 防火戸 3枚
- ② 防火シャッター 3枚

### 4 委託業務に従事する者

#### (1) 消防用設備

・受注者は業務の実施にあたり、この契約締結後遅滞なく、消防法第17条の6の消防設備士等、業務の実施に必要な免状の交付を受けている者を選任し、委託業務に従事させなければならない。

#### (2) 防火設備

・一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格

## 5 定期保守点検

### (1) 消防用設備

- ・受注者は、保守点検にあたって、消防法及びその他関係法令、告示等に従い、機器点検を2回、総合点検を1回実施するものとする。  
なお、消防法等に基づく点検基準が記載されている設備については、当該点検基準に従い、適正な点検を行うこと。
- ・保守点検の報告書は、消防法等に定められている様式により提出し、必要に応じて消防署に報告すること。

### (2) 防火設備

- ・当該点検業務は、必要な資格（一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格）を有する者が、平成28年国土交通省告示第723号に基づき行うこと。

※ 5-(1)、5-(2)の保守点検の日程は、事前に発注者と充分調整の上正確に伝えること。

## 6 臨時保守点検

消防用設備の異常について発注者から受注者に連絡があったとき、受注者は速やかに原因を調査し必要な措置をとるとともに、発注者にその内容を報告するものとする。

## 7 提出書類

- (1) 業務着手届 契約締結後速やかに
- (2) 業務計画書 契約締結後速やかに  
(業務責任者及び担当者、資格証等の写し)
- (3) 業務完了届 業務完了後速やかに

## 8 自衛消防訓練への協力

発注者が消防訓練を実施する際に、受注者は消防用設備に関する訓練の器具準備、取扱説明、発報等の協力を行うこと。

## 9 遵守事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者の施設を破損、または汚損しないように行うこと。
- (2) 本業務の実施中は、受注者の作業員、発注者及び第三者に対して、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。

## 10 その他

この仕様書に定めない事項については、受注者と発注者とが協議のうえ決定する。